

平成 25 年 3 月 2 日
広 域 防 災 局

広域防災における企業・団体等との災害時協定の締結について

関西広域連合では、昨年度末策定した「関西防災・減災プラン」に基づき、協定の締結等により、企業・団体等との協力・連携を進めることとしています。このたび、下記の団体及び事業者との間で、新たに協定を締結することとなりました。

記

○ 協定の内容

(1) 「大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定」

①協定の締結先 P & G ジャパン(株)

②締結日 平成 25 年 2 月 25 日 (締結済)

③内 容

- ・ P & G ジャパン(株)から広域連合への救援物資の無償提供 (平常時)
- ・ 広域連合から P & G ジャパン(株)への救援物資の供給要請 (災害時)
- ・ 救援物資の備蓄、活用状況等についての情報交換
(対象物資)
 - ・ 乳幼児用紙おむつ (パンパース)
 - ・ 生理用品 (ウイスペア)
 - ・ その他

(2) 「復興まちづくりの支援に関する協定」

①協定の締結先 阪神・淡路まちづくり支援機構

②締結日 平成 25 年 3 月 (調整中)

③内 容

- ・ 阪神・淡路まちづくり支援機構は、連合構成団体からの要請に基づき、次の事項について、専門家を派遣
 - ア 専門相談の実施
 - イ 市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画
 - ウ その他復興に向けたまちづくり事業
- ・ 広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。

【阪神・淡路まちづくり支援機構】

○構成団体

兵庫県弁護士会、大阪弁護士会、近畿税理士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、近畿司法書士会連合会、社団法人日本建築家協会近畿支部、近畿建築士会協議会、建築士事務所協会近畿ブロック協議会、日本技術士会近畿本部

○目的・事業

災害復興まちづくりのニーズに対応するために、専門家同士で連携し、異なる専門職能がワンパックとなって、被災地の市民のまちづくりを支援

(具体の事業内容)

総合専門相談、被災地出張相談、専門家派遣、研究と提言

(3) 「船舶による災害時の輸送等に関する協定」

- ①協定の締結先 近畿旅客船協会及び神戸旅客船協会
- ②締結日 平成 25 年 3 月（調整中）
- ③内容

- ・ 旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、次の事項について、船舶による輸送等の業務に協力
 - ア 被災者(滞留者を含む)の輸送（災害時帰宅支援対策にも対応）
 - イ 災害救助に必要な物資等の輸送
 - ウ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
 - エ その他船舶による支援
- ・ 旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応ずるよう必要な調整を実施
- ・ 広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施

【旅客船協会】

○近畿旅客船協会

- ・ 滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県内の旅客航路事業者が協会員
- ・ 正会員35事業者、賛助会員 3 事業者

○神戸旅客船協会

- ・ 兵庫県内の旅客航路事業者が協会員
- ・ 正会員23事業者、賛助会員 4 事業者

〔参 考〕 これまでに広域連合が企業・団体と締結した災害時協定

- 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」
 - ・ 平成23年 9 月 22日にコンビニ事業者、外食事業者等25社と締結
 - ・ 平成24年11月22日に外食事業者 2 社と追加締結